

提案基準⑧ ゴルフ練習場

市街化調整区域内に打放しのゴルフ練習場を建設する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

1. 開発区域の位置、規模等が、自然環境の保全及び当該開発区域を含む市における土地利用等からみて支障とならないものであること。
2. 開発区域の規模は、概ね面積1ha以上、長さ（打席からの飛距離）150m程度を標準とする。ただし、周辺の状況によりやむを得ないと認められるものについてはこの限りでない。
3. 開発区域は住宅等の密集している地域内になく、かつ、これらの地域に影響のないよう適当な距離が確保されており、当該施設について危険防止の措置を講じたものであること。
4. 周辺道路等の施設に支障がないよう適当な駐車場を設置することとし、全打席の1.1倍以上の駐車台数を開発区域内に確保すること。
5. 開発区域内の予定建築物は、当該施設の利用上必要と認められる建築物であること。
6. クラブハウスの延べ面積は1,500㎡以下とし、かつ、1打席当たり5㎡以下とすること。
7. クラブハウス及び打席の高さは、10m以下とすること。
8. 打席の幅は2.6m以上、奥行きは3.5m以上、高さは有効3.5m以上及び通路幅は3m以上とすること。
9. クラブハウス内に練習の効果を上げるため、機器等を利用したコーナーを設ける場合は、その利用形態が独立したものではなく自己診断、矯正及び技術習得のため打放し練習場を補完する機能として位置づけられるものであること。
10. 開発区域においては、植栽等緑化計画が適切になされているものであり、開発区域内に山林等自然緑地が含まれている場合には、これらの保全を図るよう設計されているものであること。
11. 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

審査上の留意点

- (1) クラブハウスとは、当該施設の利用増進上及び管理上必要とする室を有する建築物をいう。
- (2) 基準1の「土地利用等からみて支障とならないもの」とは、提案基準⑥の墓園の扱いと同等とする。
- (3) 基準2の「長さ（打席からの飛距離）150m程度を標準とする」とは、各打席から直角方向への距離が150m以上確保されていること。
- (4) 当該敷地への取付け道路については、施設の規模、交通事情等を勘案し車両等の通行上支障ないものであること。